

令和3年度茨城かんしょトップランナー産地拡大事業のうち
荒廃農地等再生支援事業第3回公募要領

第1 総則

荒廃農地等再生支援事業（以下「本事業」という）に係る公募については、茨城かんしょトップランナー産地拡大事業のうち荒廃農地等再生支援事業実施要領（令和元年10月31日制定、以下「実施要領」という。）、令和3年度かんしょトップランナー産地拡大事業補助金交付要項（令和3年5月28日制定、以下「交付要項」という。）に定めるもののほか、この要領（以下「公募要領」という。）に定めるところとする。

第2 応募主体

令和3年度及び令和4年度にかんしょの生産拡大意向があり、拡大のため荒廃農地等の再生を行う意向のある農業者及び農業者団体又は新規でかんしょの栽培を希望する者等をいう。ただし、販売を目的としてかんしょを栽培する者に限る。

第3 申請書類の提出

応募主体は、1に掲げる申請書類（以下「申請書類」という。）を、事業の対象農地が所在する市町村長を経由して知事あて1部提出するものとする。

1 申請書類

- (1) 応募申請書（様式第1号及び様式第2号）
- (2) 荒廃農地等再生支援事業実施計画書
（実施要領別紙様式第1号）
- (3) 荒廃農地等再生作業等事前報告書又は見積書等の経費の積算が分かるもの
（実施要領別紙様式第2-1号、ただし、荒廃農地等の再生整備については、別紙様式第2-1号に代わり、別紙様式第2-2号により事業実施計画書を作成することもできる。）
- (4) 農地貸借を証明できる書類または、貸借手続きの申請が確認できる書類（なお、交付申請時に農地貸借を証明できる書類を提出すること）
- (5) 位置図
- (6) 現況写真
- (7) 荒廃農地等再生支援事業実施計画申請書申請者用チェックリスト（様式第3号）

(8) その他、県が提出を求めたもの

2 提出期間

令和3年11月22日(月曜日)～令和3年12月24日(金曜日)
午後5時(必着)

3 問合せ先・提出先

問合せ先、提出先は別紙のとおりとする。

ただし、問合せについては、月曜日から金曜日まで(祝祭日を除く。)の午前8時30分から、午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)の間、受け付けるものとする。

4 申請書類の提出にあたっての留意事項

(1) 提出期間内に到着しなかった申請書類については、いかなる理由があろうと無効とする。また、書類に不備等がある場合には、審査対象とならないので、公募要領・実施要領を熟読の上、不備等のないように作成すること。

(2) 申請書類の差替えは、原則として不可とする。

(3) 応募主体は申請書類の記載事項を様式第3号により確認し、確認した旨を記載の上、申請書類に添えて、事業の対象農地が所在する市町村に事前相談及び提出するものとする。

(4) 農林事務所は申請書類の提出があった場合には、荒廃農地等再生支援事業実施計画書補助簿(様式第4号)に当該申請書類に記載している事業費や面積等を記入し、申請書類と補助簿の補助額が一致するか確認の上、申請書類に添えて、産地振興課に提出するものとする。

(5) 市町村と農林事務所は提出された申請書類の記載事項を荒廃農地等再生支援事業実施計画申請書関係機関用チェックリスト(様式第5号)により確認し、確認した旨を記載の上、申請書類に添えて、産地振興課に提出するものとする。

(6) 申請時に、既に再生作業が完了している場合には、第3の1の(2)に代えて、工事費明細書(領収書)、作業日誌、支出明細書(様式第6号)等の実施要領第5の4に定める期間内に事業を実施したことを客観的に証明できる資料により申請することができるものとする。

第4 申請の採択

1 審査の方法

産地振興課が応募主体から提出された実施計画書について、実施要領第5に定める採択要件への適合性及び実施計画書の妥当性を審査する。ただし、

申請多数により予算額を超過することが見込まれる場合は、実施計画書を受理した順に審査を行うものとする。また、実施計画書の受理日が同日の場合は、以下（１）から（６）の順で優先的に採択するものとする。ただし、同一の農地区分においては、貸借契約書があるもの、申請面積が大きい者から優先的に採択する。なお、採択された応募主体は、事業実施計画の承認があったものとみなす。

- （１） 荒廃農地、１号遊休農地（令和３年度の荒廃農地の発生・解消状況に関する調査で判定見込の農地も含む。）
- （２） 陸田（令和２年度に水稻の作付があったものに限る。）
- （３） 放任樹園地（荒廃農地及び遊休農地に該当する農地を除く。）
- （４） ２号遊休農地（令和３年度の荒廃農地の発生・解消状況に関する調査で判定見込の農地も含む。）
- （５） 耕作放棄地（荒廃農地及び遊休農地に該当する農地を除く。）
- （６） 登記簿上の地目が山林で現況が農地となる土地または山林、登記簿上の地目が農地で現況が山林となる土地

２ 審査結果の通知

県は、審査終了後速やかに、応募主体に対しては様式第７号により、市町村に対しては様式第８号により通知するものとする。

別紙

令和3年度茨城かんしょトップランナー産地拡大事業のうち荒廃農地等再生支援事業の問合せ先及び申請書類提出先

(1) 問合せ先一覧

所属	連絡先
県北農林事務所企画調整課	0294-80-3301
県央農林事務所企画調整課	029-221-3012
鹿行農林事務所企画調整課	0291-33-6285
県南農林事務所農業振興課	029-822-7086
県西農林事務所農業振興課	0296-24-9174
産地振興課露地野菜グループ	029-301-3950 sansin3@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 申請書類提出先

事業の対象農地が所在する市町村農政担当課